

受付印

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書(記入例)

杉並区長宛

令和3年6月15日

地方税法第321条の5の2並びに杉並区特別区税条例第35条の2及び第35条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請いたします。

所在地 (住所)	〒166 - 8570 杉並区阿佐谷南1-15-1		
フリガナ	スギナミシヨウカイ		
名称 (氏名)	(株)杉並商会		
代表者 氏名	代表取締役 阿佐谷 太郎	電話番号	03 - 3312 - 2111
法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	担当者 (連絡先) 03-3312-2111 (氏名) 杉並 花子	
特別徴収義務者 指定番号	33333333		※市町村ごとに異なります

関与税理士 署名	(連絡先)
-------------	-------

特例の適用を受けようとする税額	令和2年6月以後の特別徴収税額		
	月区分	給与支払人員	給与支払額
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※杉並区以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払いを受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。 ※交通費は除く	元年 12月	(臨時 1人)	(100,000 円)
		常時 6人	1,500,000 円
	2年 1月	(臨時 1人)	(100,000 円)
		常時 6人	1,500,000 円
	2年 2月	(臨時 0人)	(0 円)
		常時 6人	1,500,000 円
	2年 3月	(臨時 1人)	(100,000 円)
		常時 7人	1,850,000 円
2年 4月	(臨時 2人)	(180,000 円)	
	常時 7人	1,850,000 円	
2年 5月	(臨時 1人)	(100,000 円)	
	常時 8人	2,000,000 円	
市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (令和 年 月 日承認取消) 無		

【注意事項】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日までをお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。
3. 給与の支払を受けるものが常時10人未満と認められない場合や、徴収金の滞納がある場合、また、徴収金の滞納があることにより納期の特例の承認の取消を受けて1年を経過していない場合は申請を却下することがあります。